

# 青森県報

号外第三十四号

平成十六年  
三月三十一日  
(水曜日)

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団規則第一号

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務規則(昭和三十九年四月青森県新産業都市建設事業団規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「当該工事」を「当該公共工事」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 保証事業会社の保証に係る公共工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下この項において同じ。)に要する経費については、当該公共工事が次の各号に掲げる要件に該当する場合に限り、前項の規定による前金払のほか、当該公共工事の請負代金額の二割以内の額の前金払をすることができる。

一 請負代金額が千万円以上であること。

二 工期が百五十日を超えるものであること。

三 工期の二分の一を経過していること。

四 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。

五 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が請負代金額の二分の一以上の額に相当するものであること。

3 前項の場合において、債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるものについては、同項中「請負代金額」とあるのは「各年度の請負代金の支払限度額」と、「工期」とあるのは「各年度の当該公共工事の期間」と、「既に行われた」とあるのは「各年度において既に行われた」と読み替えるものとする。

第三十五条第一項中「納めさせなければならない」を「納めさせるものとする」に、「できる」を「ある」に改め、第三号中「二箇年」を「二年」に改め、第二項第三号を次のように改める。

三 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(以下「金融債」という。)

第三十七条第三項を第四項とし、第二項中「継続している」を「継続している」に、

## 目 次

### 雑 報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則	(新産業都市建設事業団)	一
青森県新産業都市建設事業団財務特別規則の一部を改正する規則	(同)	九
青森県新産業都市建設事業団課設置規則の一部を改正する規則	(同)	九
青森県新産業都市建設事業団組織規程の一部を改正する訓令	(同)	一〇
青森県新産業都市建設事業団事務専決代決規程の一部を改正する訓令	(同)	二
青森県新産業都市建設事業団文書取扱規程の一部を改正する訓令	(同)	三
青森県新産業都市建設事業団公印規程の一部を改正する訓令	(同)	三
青森県新産業都市建設事業団建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部を改正する訓令	(同)	三三

### 雑

### 報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

「場合において」を「場合においては、」に改めて第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、次に掲げる入札に限り、入札前に予定価格を公表することができる。

一 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事に係る入札

二 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和五十八年二月青森県規則第六号）第一条に規定する建設関連業務に係る入札

三 普通財産（不動産に限る。）の売払いに係る入札

第四十六号中「次の各号」を「次」に改め、第十七号を第十八号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号中「前金払の率又は金額」を「方法並びに条件」に改め、同号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるものについては、各年度の支払限度額

第四十八号第一項第三号中「期間の日数」を「日数」に、「年八・二五パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。

第五十二号第一項中「として」を「をして」に改め、同項第二号中「二箇年」を「二年」に改め、同項第三号中「保険会社」の下に「銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関」を加え、同項第四号中「第六百六十九条」の次に「四」を加え、同条第四項中「ついで」の下に「これを」を加える。

第五十三号第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。  
3 前項本文の場合に係る部分払の支払回数は、次の表の基準を超えることができないものとする。

請 負 代 金 額	前金払をしない場合	前金払をする場合
千万円まで	二回	一回
千万円を超え五千万円まで	三回	二回
五千万円を超え一億円まで	四回	三回

一億円を超える場合

五回

四回

4 前項の場合における第一回の部分払は、請負代金額に対する出来形の割合が三十パーセント以上（前金払をしている場合にあつては、四十パーセント以上）の場合でなければ行つていけない。

5 前二項の場合において、債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるものについては、同項中「請負代金額」とあるのは「各年度の請負代金の支払限度額」と読み替えるものとする。

第五十三号第六項の次に次の一項を加える。

7 契約担当者は、債務負担行為又は繰越しに係る契約について事業費の精算等のため必要があると認めるときは、前五項の規定によらないで部分払をすることができ

る。  
第五十四条第一項中「買入れ」を「買入れ」に改め、同条第二項中「又は単価契約に係るもの」を「単価契約に係るものその他理事長が別に定めるもの」に改め、同

条第三項中「請求書」の下に、「又はその契約に係る予算執行伺書」を加える。  
第七十三号の次に次の二条を加える。

（普通財産の貸付け）

第七十三号の二 課長は、普通財産の貸付けに係る事務を処理しようとするときは、当該普通財産を借受けようとする者に対し、普通財産借受願（第五十四号様式の二）を提出させ、契約書案及び貸付料算定の根拠を明らかにした書面を作成しなければならぬ。

（貸付料の徴収）

第七十三号の三 総務課長は、普通財産の貸付けがあつたときは、貸付料の徴収手続をしなければならない。

第八十二条中「すみやかに次の各号に」を「速やかに、次に」に改め、第四号中「その他の」を「その他」に改める。

第八号様式、第十五号様式及び第十七号様式中

理 事 長	副 理 事 長	副 理 事 長	課 長	補 佐	係 長	課 員	記 録 年 月 日
-------	---------	---------	-----	-----	-----	-----	-----------

を  
に、「B5」を「A4」に改める。  
第十八号様式に次のように加える。

	理事長						
	専理 務事						
	課 長						
	課 員						
	起 業 年 月 日						

(その3) 公用車を利用した旅行等用

\_\_\_\_ 月分 ( \_\_\_\_ 枚中 \_\_\_\_ 枚目)

旅 費 請 求 書

所屬 \_\_\_\_\_

年 月 日

青森県新産業都市建設事業団理事長 殿  
下記のとおり請求します。

職 名	職務の級	氏 名	住 所	又 は 居 所	年 度	支出科目 (目コード)	請 求 金 額	旅行日	用 務	用務地	公用車 の使用	又 所要 時間	日当 <sup>(ア)</sup>	運 賃			合 計 <sup>(ア)+(イ)</sup>	備 考		
														鉄 道 運 賃	車 賃	運 賃 計				
							円					キロメ ートル 時間	円	キロメ ートル 運 賃	キロメ ートル 運 賃	円	円			
												キロメ ートル 時間								
												キロメ ートル 時間								
												キロメ ートル 時間								
												キロメ ートル 時間								

注 旅費の調整を行ったときは、その理由を付記すること。

(A4横長)

第十二号警察庁「B5」および「A4」に該当する  
第三十号警察庁「B5」および「A4」に該当する（注）及び（注）中

理事長	専務理事	常務理事	課長	補佐	係長	課員	起案年月日

理事長	専務理事	課長			課員	起案年月日

「B5」および「A4」に該当する

第三十号警察庁「B5」及び「A4」に該当する

第三十号警察庁「7」その他

「7 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥. \_\_\_\_\_

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥. \_\_\_\_\_

8 その他 \_\_\_\_\_

に該当する

第三十号警察庁「5」その他

「5 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち解体工事に要する費用 ¥. \_\_\_\_\_

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち再資源化等に要する費用 ¥. \_\_\_\_\_

6 その他 \_\_\_\_\_

に該当する

第三十号警察庁「5」その他

第54号様式の2

(規則第73条の2)

年 月 日

青森県新産業都市建設事業団理事長 殿

借受人住所氏名 (印)

普通財産借受願

下記のとおり普通財産を借受けたいので、貸付けして下さるようお願いいたします。

記

1 所在地及び地番

2 普通財産の区分及び種目

3 借受用途又は目的

4 借受希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

(A4縦長)

注 1 この借受願には、使用箇所の平面図を添付すること。

2 使用の目的が建物又は工作物を建設するものであるときは、設計書、計画説明書、構造図並びに工事の起工日及びびゅん工期限を記載した書類を添付すること。

第三十号警察庁

理事長	専務理事	常務理事	課長	補佐	係長	課員	起案年月日

に

理事長	専務理事	課長			課員	起案年月日

「B5」の「A4」に添付  
図様紙1枚

--	--	--	--	--

3 職 員 手 当	扶 養 手 当	扶 養 手 当	個々に全手当を 登載すること。
4 共 済 費	共済組合交付金 社会保険料	共済組合交付金 社会保険料	
5 災 害 補 償 費		療 養 補 償 費 休 業 補 償 費 何 々 祭 料	

3 職 員 手 当 等	扶 養 手 当	扶 養 手 当	
4 共 済 費	共済組合交付金 社会保険料	共済組合交付金 社会保険料	
5 災 害 補 償 費		療 養 補 償 費 何 々 祭 料	

7 賃 金			
-------	--	--	--

7 賃 金	臨 時 職 員 賃 金	何 々 祭 料	
-------	-------------	---------	--

9 旅 費	費 普 日 赴	弁 旅 旅 旅 費	償 費 普 日 赴	弁 旅 旅 旅 費
-------	---------	-----------	-----------	-----------

9 旅 費	費 普 日 赴	弁 旅 旅 旅 費	償 費 普 日 赴	弁 旅 旅 旅 費
-------	---------	-----------	-----------	-----------

11 需 用 費	普 通 需 用 費	消 耗 品 費	燃 料 費	燃 料 費
	食 糧 繕 修 費	普 通 燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
		燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
		燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
		燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
		燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
		燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
		燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
		燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
		燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費

11 需 用 費	食 糧 繕 修 費	食 糧 繕 修 費	食 糧 繕 修 費	食 糧 繕 修 費
	普 通 燃 料 費	普 通 燃 料 費	普 通 燃 料 費	普 通 燃 料 費
	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費
	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費	燃 料 費

「広告費」の「広告料」に



に認定を行い、その結果を乙に通知しなければならない。

7 乙は、前項の規定による認定の通知を受けたときは、請求書（規則第22号様式）により第4項の規定による前払金の支払の請求を行うことができる。この場合において、第3項の規定を準用する。

第10条第1項第1号「前条第3項」の「前条第8項」は、第10条第1項第1号「前条第3項」の「前条第8項」を指す。

9 工期が数年度にわたる場合は、第1項の表及び第2項中「請負代金額」とあるのは、「各年度の請負代金の支払限度額」と読み替えるものとする。

10 甲は、規則第53条第7項の場合は、第1項の10分の9の割合及び請求回数並びに第2項の割合によらないで部分払をすることができる。この場合においては、甲は、乙にその旨を通知するものとする。

11 前項の規定により出来高金額の全額の前払をする場合における当該部分払の額は、第7項の規定にかかわらず、次の算式により算定して得た額とする。

部分払金額 = 出来高金額 - (前払金額 + 既に部分払をされている金額)  
第10条第1項第1号「前条第3項」の「前条第8項」は、第10条第1項第1号「前条第3項」の「前条第8項」を指す。

(か)担保

第40条(イ) 甲は、工事的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、損害の賠償のみを請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項（第38条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年（木造又はこれに準ずる構造等の建物その他の工作物の場合には、1年）以内に行われなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

3 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第87条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第6条第1項及び第2項に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。

4 甲は、工事的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、第2項又は前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の請求をしなければならない。

5 第1項の規定は、工事的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその支給材料の性質又は甲若しくは監督職員の指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

第10条第1項第1号「前条第3項」の「前条第8項」は、第10条第1項第1号「前条第3項」の「前条第8項」を指す。

第44条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3又は第54条第1項若しくは第2項の規定による審決を受け、当該審決が確定したとき（第3号に該当する場合を除く。）。

(2) 乙が公正取引委員会から独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命ぜられ、当該命令が同条第6項の規定により確定した審決とみなされたとき。

(3) 乙が、公正取引委員会から受けた審決について、独占禁止法第77条第1項に規定する審決の取消しの訴えを提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(4) 乙又は乙の代理人、使用人その他の従業者（乙が法人の場合にあつては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

第10条第1項第1号「前条第3項」の「前条第8項」は、第10条第1項第1号「前条第3項」の「前条第8項」を指す。

「第44条の2」は、「第44条の2」の規定による解除の場合にあつては、同項第3号又は第4号の「第3号まで」の「第44条の2」の規定による解除の場合にあつては、同項第1号又は第2号の「第44条」の「第44条の2」を指す。



( 違約金 )

第46条① 甲は、第44条の2の規定によりこの契約を解除したときは、請負代金額の10分の1(請負代金額が500万円を超えない場合にあつては、100分の5)に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として乙から徴収する。

2 甲は、前項の違約金を、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

辰巳第二の條四十七條の次に次の一條を加へる。

第47条の2 甲は、この契約に関して、第44条の2各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を損害賠償金として乙から徴収する。

辰巳第二の條四十九條第三項中「第44条」の次に「又は第44条の2」を加へ、「年8.25パーセント」を「年3.6パーセント」に改め、第七項中「この処分」を「甲の処分」に改め、第八項中「第44条」の次に「又は第44条の2」を加へる。

辰巳第二の條五十一條第一項中「甲が定める」を「甲が定めた」に改め、辰巳第二の別添の裏面の中で「建設省」を「国土交通省」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「民事訴訟法」を「仲裁法」に改め、

別記第三のその一の別紙の第三條第二項並びにその二の別紙の第四條第二項及び第十八條第二項中「年8.25パーセント」を「年3.6パーセント」に改め、

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県新産業都市建設事業団財務特例規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第二号

青森県新産業都市建設事業団財務特例規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務特例規則(昭和三十九年四月青森県事業団規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式まで中

課 長	補 佐	係 長	係

課 長		課 員	

に改め、「B5」を「A4」に改め、

第十七号様式及び第十八号様式中

理事長	理 事	課 長	補 佐	係 長	係

を

理事長	理 事	課 長			課 員

に改め、「B5」を「A4」に改め、

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県新産業都市建設事業団課設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第三号

青森県新産業都市建設事業団課設置規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団課設置規則(昭和四十二年四月青森県事業団規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「建設課」を「建設管理課」に改める。  
第二条を次のように改める。

(課の分掌事務)

第二条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 職員の人事及び給与に関する事項
  - 二 理事会に関する事項
  - 三 規則及び規程の立案に関する事項
  - 四 予算及び決算に関する事項
  - 五 出納に関する事項
  - 六 資金計画及び資金の調達に関する事項
  - 七 起債に関する事項
  - 八 設置団体との連絡調整に関する事項
  - 九 財産又は資産の取得、管理及び処分に関する事項
  - 十 受託事業に係る土地の処分及び貸付けに関する事項
  - 十一 その他他課の主管に属しない事項
- 建設管理課
- 一 受託事業の実施に関する事項
  - 二 受託事業に係る用地の取得及び管理並びに移管に関する事項
  - 三 造成施設の設置団体への移管に関する事項

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県事業団訓令甲第一号

庁 中 一 般

青森県新産業都市建設事業団組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団組織規程の一部を改正する訓令

青森県新産業都市建設事業団組織規程（昭和四十二年五月青森県事業団訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第一条、第三条及び第四条を次のように改める。

第二条 削除

第三条 削除

第四条 削除

第五条第一項中「専務理事及び常務理事」を「専務理事」に改め、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
2 事業団に必要な応じ常務理事を置く。  
第六条第一項中「参事を置くことができる」を「必要に応じ参事を置く」に改め、第二項中「専務理事及び常務理事を補佐して事業団の事務を整理する」を「特に命ぜられた事項を総括整理する」に改める。  
第七条を次のように改める。

(職制)

第七条 課に課長を置く。

2 課に必要な応じ総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、総括主査、主査、主事、技師及び技能技師を置く。

3 前二項の職員は、設置団体の吏員をもつて充てる。

4 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

5 総括副参事は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

6 副参事は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

7 総括主幹は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

8 主幹は、上司の命を受け、課の分掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

9 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

10 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

11 主事及び技師は、事務及び技術に従事する。

12 技能技師は、技能的業務に従事する。

第八条第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県事業団訓令甲第二号

庁 中 一 般

青森県新産業都市建設事業団事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県新産業都市建設事業団事務専決代決規程（昭和三十九年二月青森県事業団訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第一号」の下に「。以下」を加え、「規程により」を「規定により」に改め、第四号中「第四項」を「第三項」に改め、第五号中「第六条第三項」を「第七条第一項」に改め、第六号を削る。

第七条第二項中「専務理事長が」を「専務理事がともに」に改める。  
第八条に次の一項を加える。

2 専務理事及び常務理事がともに不在のときは、総務課長がその事務を代決する。

第九条中「課長補佐」を「あらかじめ専務理事の承認を得て課長が指定する職員」に改める。

別表各課共通事項の項専務理事専決事項の欄第一号中「課長」を「総務課長」に、並びに課長補佐及び係長の県外旅行命令及びこれらの「を」及び「に」に改め、第二号中「課長の有給休暇の承認」を「総務課長の週休日の振替、休日の代休日の指定並びに休暇及び部分休業の承認等」に改め、第八号中「予算価格が九百万円以上二千七百万円」を「予定価格が千二百万円以上三千六百万円」に改め、同号を第九号とし、第七号中「九百万円」を「千二百万円」に改め、第六号を削り、第五号中「九百万円以上二千七百万円未滿の予算の執行」を「千二百万円以上三千六百万円未滿の支出負担行為」に改め、同号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二

号の次に次の一号を加える。

三 建設管理課長の病気休暇及び部分休業の承認等に関すること。

別表各課共通事項の項専務理事専決事項の欄第七号の次に次の一号を加える。

八 一件の予定賃借料の年額が百二十万円未滿の不動産の借入れに関すること。

別表各課共通事項の項課長専決事項の欄第二号中「所属職員」の下に「（建設管理課においては長を含む。以下同じ。）」を加え、「並びにこれらの旅行復命の受理」を「及び旅行復命の受理並びに旅行依頼」に改め、第三号中「有給休暇の承認」を「週休日の振替等、勤務時間の割振り、休日の代休日の指定並びに休暇（長の病気休暇を除く。）及び部分休業（長の部分休業を除く。）の承認等」に改め、第四号中「時間外勤務」の下に「、休日勤務及び夜間勤務」を加え、第十一号中「九百万円未滿の予算の執行」を「千二百万円未滿の支出負担行為」に改め、第十二号を削り、第十三号中「九百万円」を「千二百万円」に改め、同号を第十二号とする。

別表総務課の項第一号の専務理事専決事項の欄イを削り、同項第五号の専務理事専決事項の欄イを削り、ロをイに改め、同項第六号を次のように改める。

六 財産に関する次のこと。

イ 一件の予定貸貸料の年額が十万円以上百二十万円未滿の普通財産の貸付けに関すること。  
イ 一件の予定貸貸料の年額が十万円未滿の普通財産の貸付けに関すること。

ロ 一件の予定価格が千二百万円以上三千六百万円未滿の財産の取得に関すること。  
ロ 一件の予定価格が千二百万円未滿の財産の取得に関すること。

ハ 一件の評価額が百二十万円以上二百五十万円未滿の普通財産の処分及び交換に関すること。  
ハ 一件の評価額が百二十万円未滿の普通財産の処分及び交換に関すること。

別表総務課の項第七号の専務理事専決事項の欄イ中「三十万円以上二百五十万円」を「三百六十万円以上千二百万円」に改め、課長専決事項の欄イ中「三十万円」を「三百六十万円」に改め、同項第八号の専務理事専決事項の欄イ中「一億円以上二億円未滿」を「一億円以上」に改め、同項第十二号を削り、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の施行に関する次のこと。

イ 第三十三条の七第四項の規定による起債の許可申請に関すること。

- 十三 その他の事項に関する次のこと。
  - イ 起債の借入れに関すること。
  - ― イ 起債の償還に関すること。
- 別表建設課の項を次のように改める。

建設管理課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 用地に関する次のこと。</li> <li>イ 一件の代金又は評価額（補償費を含む。）が三千六百万円未満の用地の取得に関すること。</li> <li>二 工事の施行に関する次のこと。ただし、予算の執行並びに入札（見積りを含む。）の執行及び落札者（契約の相手方を含む。）の決定に関することを除く。</li> <li>イ 一件の設計額が一億三千万円以上二億六千万円未満の工事の施行に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 一件の設計額が一億三千万円未満の工事の施行に関すること。</li> </ul>

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県事業団訓令甲第三号

庁 中 一 般

青森県新産業都市建設事業団文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県新産業都市建設事業団文書取扱規程（昭和三十九年二月青森県事業団訓令甲

第三号）の一部を次のように改正する。

別記〔中〕「職」を「職」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県事業団訓令甲第四号

庁 中 一 般

青森県新産業都市建設事業団公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団公印規程の一部を改正する訓令

青森県新産業都市建設事業団公印規程（昭和三十九年二月青森県事業団訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「建設課」を「建設管理課」に、「建設課長」を「建設管理課長」に改める。

第八条及び第九条中「建設課長」を「建設管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県事業団訓令甲第五号

庁 中 一 般

青森県新産業都市建設事業団建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部を改正する訓令

青森県新産業都市建設事業団建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成十年三月青森県事業団訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「同項と」を「同項第六号中「建設工事」とあるのは「建設関連業務」と、「技術的適性」と」に改める。

第八条第三項中「参事、総務課長及び建設課長」を「総務課長及び建設管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭